

## 外国人の受入れに関する第一屋製パングループ基本指針

### 1. 自由意志と人権の尊重に基づく雇用関係の構築

当社は、外国人を雇用するにあたり、一人ひとりの自由な意志に基づく就労であることを確認し、その意志と人権尊重に基づいて雇用関係を構築し、それを維持していくことを約束します。

### 2. 国籍等による差別的扱いの禁止

- (1) 当社は、賃金について、差別的扱いはしません。
- (2) 当社は、教育・訓練の機会提供について、差別的扱いはしません。
- (3) 当社は、労働環境について、差別的扱いはしません。
- (4) 当社は、生活環境および福利厚生について、差別的扱いはしません。

### 3. 帯同家族への配慮

当社は、本人のみならず、帯同する家族の方々の生活環境にも最大限配慮します。

### 4. 文化、慣習等の相互理解と尊重

当社は、外国人従業員の母語・母文化、継承語・継承文化を尊重し、わが国や地域の文化、慣習の理解促進を積極的に行う事によって相互理解をすすめ、お互いを尊重できる仲間として共に前進して参ります。

参考:「外国人の受入れに関する基本指針」(生団連)

[https://www.seidanren.jp/wp-content/themes/seidanren\\_Theme/past-data/33.pdf](https://www.seidanren.jp/wp-content/themes/seidanren_Theme/past-data/33.pdf)